

準景観地区内の建築物の形態意匠等の制限

地区名	歴史景観地区	風土景観地区			
形態意匠等の制限	基本構造	和風のデザインとすること。 木造建築を基本とすること。ただし、耐震補強等の構造上やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 高床式（ピロティ）は避けること。			
	屋根	勾配は、3/10～5/10 とすること。 材料は、和瓦、金属板及びスレートとすること。 形状は、入母屋、切り妻及び寄せ棟とすること。 軒（軒の出は75 cm以上）及びケラバを出すこと。 総二階の場合は、庇等を設けることとすること。 色彩（庇等を含む）は、以下の基準（マンセル表色系）とする。ただし、和瓦、茅葺き等の材料によって仕上げられる部分は、以下の基準の限りでない。また、金属板を使用する際は、素材色を活かすか無彩色系を採用すれば、以下の基準の限りでない。 破風及び鼻隠しの色は、低彩度低明度のものを採用すること。			
			色相	明度	彩度
			0.1R～5Y	6未満	6以下
			上記以外	6未満	1以下
外壁	板張り、塗り壁（しっくい等）及び塗り壁調（プラスター、モルタル、コンクリート等）とし、レンガ調、タイル調は除く。 色彩は、以下の基準（マンセル表色系）とすること。ただし、着色していない木材、コンクリート、ガラス等の材料によって仕上げられる部分は、以下の基準の限りでない。また、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分及び和風建築の腰として着色される部分は以下の基準の限りでない。 窓のサッシュ、雨樋、付柱の色は、壁面の色に合わせて低彩度低明度のものを採用すること。				
		色相	明度	彩度	
		0.1R～10R	9未満	2以下	
		5YR～10Y	9以上	2以下	
			9未満	3以下	
		上記以外	6以上	0.5以下	
			6未満	1以下	
		附属屋は、下屋を活用し、和風（透明プラスチック板等不可）を基本とすること。ただし、やむを得ない場合は、敷地周辺から見えないように隠すこと。	附属屋は、下屋を活用し、和風（透明プラスチック板等は極力避ける）を基本とすること。ただし、やむを得ない場合は、道路から見えないように隠すこと。		
壁面の位置	歴史的な地形を尊重すること。 隣地相互の空間を確保すること。 重要な眺望地点から見て、突出した印象を与えないような位置を選ぶこと。ただし、やむを得ない場合は、目立たないように修景すること。				
高さの限度	10m以下とすること。		13m以下とすること。		
壁面の位置の制限	壁面位置は、前面道路から1 m以上後退すること。ただし、垣（生垣を含む。）さく、塀、よう壁その他これらに類するものは、この限りではない。				